

様式 2**大学等連携推進方針**

令和 4 年 1 月 31 日

一般社団法人学修評価・教育開発協議会

1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名

学校法人濱名山手学院（関西国際大学）、学校法人北陸学院（北陸学院大学）、学校法人共愛学園（共愛学園前橋国際大学）、学校法人宮崎学園（宮崎国際大学）、学校法人富山国際学園（富山国際大学）

2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

- (1) 本協議会は、平成 24 年度～平成 28 年度に採択された文部科学省大学間連携共同教育推進事業「主体的な学びのための教学マネジメントシステムの構築」での取組に端を発し、そこで得られた知見を継承し、更なる事業展開をしていくため、平成 28 年 5 月に一般社団法人として設立に至った。
- (2) 複雑な現代社会においては、主体的に考え方行動できる力を持ち、予測困難な時代に対応できる人材の育成が求められている。また、18 歳人口が減少し、学生の多様化が進む中、中小規模の大学はそれぞれの特色を活かし、より教育力の高い大学へと改革を行い、地域に貢献していくことが急務となっている。しかし、中小規模のとりわけ地方私立大学にとって、単独で教育改革を行うことは大変難しい課題である。
- (3) 本協議会では、「地域を越えた中小規模大学の連携」をもって、それぞれの大学がその地域にとって特色ある大学として必要かつ重要な存在となるよう、協働して課題解決を図ることを目的としている。
- (4) 大学間連携の推進による取組は、地域の高等教育機関の充実を通じた地域創生、及びグローバル化の推進などによる各大学の機能強化の観点から非常に意義のあるものとなる。このことから、大学等連携推進法人の認定制度を活用することにより、大学相互間等における連携推進事業を行い、教育、人材養成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築していく。
- (5) 以上を通じて、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図ることで、地域の発展・活性化に寄与していく。

3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項

（連携開設科目を開設及び実施する場合）

(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標

連携大学の立地を活かし、各々様々な地域の社会ニーズや地域課題をケースとして取り上げることなどにより、様々な社会ニーズや課題解決に対応できる人材の養成を行う。そのためにも連携大学間のそれぞれの強みや特色、教育資源等を活かした相互補完などにより、教育内容や質の向上を図りつつ、多様な連携開設科目を整備する。

特に、教員養成、幼児教育、SDGs やグローバル社会への対応、データサイエンスに係る知識など社会の要請に応える新たな科目を共同で開設する。また、兵庫県をはじめ、連携大学の所在する地域の関係機関の協力を得つつ、地域の課題解決に係る科目を開設するなど、学生に対して地域志向の醸成を図る。これらの取組を通して地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルに活躍する人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図る。

連携開設科目の開設の内容や目標に関する協議は、理事会等で行うが、専任教員レベルにおいても、企画調整委員会を設置し、参加大学間の協議を行う体制を採っている。当面は、以下の2事業の推進を行う。

① 国内留学事業及び単位互換プログラム事業の実施

連携大学間の学生交流を推進し、地域を越えた連携によって学生の学びがより深いものになるよう、国内留学（派遣＋受入）を引き続き実施する。また、令和3年度は以下のオンライン授業を実施した。

なお、令和3年度は、リアルタイムでの双方型の授業を実施したが、連携大学それぞれの授業開始時間、1限当たりの授業分數の違いなど、時間割の課題を解決するために、令和4年度以降は、リアルタイムでの遠隔授業に加え、オンデマンド方式での授業も新たに実施し、事業を拡大する予定である。

【令和3年度実績】

- ・特別研究（ポストコロナ社会を生きる私たちへ（応用編））
- ・特別研究（ポストコロナ社会を生きる私たちへ（入門編））
- ・特別研究（体験の言語化）
- ・コミュニティ防災
- ・比較文学・文化 I
- ・ジェンダー論
- ・マーケティング
- ・倫理学

② 連携教職課程の開設

大学等連携推進法人の教学上の特例措置（連携開設科目）を活用し、各々地域の社会ニーズや地域課題をケースとして取り上げることなどにより、様々な社会ニーズや課題解決を指導できる教員を連携して養成する。

(2) 参加大学の役割分担

連携大学において、それぞれ不足している教育内容に関し、連携大学の教育資源を補完的に利用することとし、これを共通科目として配置することを前提として整備を行う。

(共同教育課程を編成及び実施する場合)

(1) 共同教育課程の編成の内容及び目標

上記の連携開設科目の開設、実施を進めつつ、大学等連携推進法人の認定により可能となる教学上の特例措置及び連携大学の教育資源の活用などを推進し、さらに質の高い教育や連携や多様な教育を実施するため、各大学の教育資源を活用した共同教育課程の編成の整備に係る取組を推進していく。

(2) 参加大学の役割分担

当該共同教育課程の編成に当たって、科目開設や、教員の配置などにおいて中心的な役割を果たす大学が主となり、他の連携大学の教育資源を補完的に利用し、編成を行う。

4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

本法人が行う業務のうち、大学等連携推進業務としては、教育、人材養成、研究及び運営に係る各種事業を円滑に実施できる仕組みを構築していく。その実施を図ることを通じ、地域社会や地域経済の活性化及び持続的発展に貢献できる人材や未来の社会を切り拓くグローバルな人材を養成するとともに、地域のイノベーションの進展を図る。現時点で推進を予定している業務については以下のとおり。

- (1) 学生の学修成果の評価方法の開発・普及
- (2) 学生並びに社会人を対象とした教育プログラムの開発
- (3) 本法人が開発し認定する資格の付与
- (4) 地域の市町村や官公庁との相互連携及び交流

そのほか、直接的な連携推進業務ではないが、関連する業務として、以下の取組を行っている。

- (1) 学生の能力判定に係る試験の開発・活用
- (2) IR（インスティテューショナル・リサーチ）の普及促進

(大学の設置者以外の社員がいる場合)

**5. 大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進
に関する事項**

該当なし